(参考1)支給額の算出方法等

中小事業者(中小企業及び個人事業主)の皆様は、事業者ごとに、「売上高方式」「売上高減少額方式」を選択いただき、店舗ごとの支給額を算出してください。なお、店舗ごとに方式を選択することはできませんのでご注意ください。

大企業の皆様は、「売上高減少額方式」を用いて、店舗ごとの支給額を算出してください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請月(10月)の売上高総額を31日(10月の暦日数)で除すことにより算出した金額です(消費税及び地方消費税は除きます)。

I 支給額の算出方法

(1) 売上高方式

2019 年又は 2020 年の 10 月の 1 日当たりの売上高により支給額を算出 1 日当たりの売上高

8万3,333円以下: 一律2.5万円×24日(要請日数)

8万3,333円超~25万円以下:1日当たりの売上高×0.3×24日

千円未満切上げ

25 万円超 : 一律 7.5 万円×24 日

(2) 売上高減少額方式

(2019 年又は 2020 年の 10 月の 1 日当たりの売上高 – 2021 年 10 月の

1日当たりの売上高)×0.4×24 日または 2019 年又は 2020 年の 10 月 千円未満切上げ

<u>の1日当たりの売上高×0.3</u>×24日のうち、いずれか低い額 千円未満切上げ

Ⅱ その他

○新規開店等の特例による支給額

A 2019 年 10 月 2 日以降開店の場合

売上高方式: 任意に選択した1か月分の売上高÷日数×0.3×24日 千円未満切上げ

売上高減少額方式: (任意に選択した1か月の1日当たりの売上高-2021年10

月の1日当たりの売上高)×0.4×24 日または任意に選択し 千円未満切上げ

た 1 か月の 1 日当たりの売上高×0.3×24 日のうち、いずれ 千円未満切上げ

か低い額

B合併、法人成り、事業承継など 事業の継続性が認められる場合は、上記 I のとおり 事業の継続性が認められない場合は、上記 A のとおり

C罹災特例

2019 年及び 2020 年の 10 月に震災・風水害・火災等の影響があった場合売上高方式: (2018 年 10 月の 1 日当たりの売上高) ×0.3×24 日千円未満切上げ

売上高減少額方式: (2018 年 10 月の1日当たりの売上高 – 2021 年 10 月の1日 千円未満切上げ

当たりの売上高)×0.4×24日または任意に選択した1か月の

1日当たりの売上高×0.3×24日のうち、いずれか低い額 千円未満切上げ

○営業時間短縮要請等の対象となる申請店舗の飲食業の売上高のみ対象 テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外してください。ただし、それら が飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含 めて計算することも可能とします。